

加古川市法人市民税減免取扱基準

令和 6 年 3 月 19 日
税 務 部 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、加古川市市税条例（昭和33年 6 月18日 条例第13号。以下「条例」という。）第50条第 3 項の規定による法人市民税の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象となる法人)

第 2 条 条例第50条第 3 項第 1 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第 2 条第 1 号に規定する公益社団法人及び同条第 2 号に規定する公益財団法人とする。

2 条例第50条第 3 項第 2 号に規定する法人及び法人でない社団又は財団（以下「法人等」という。）で、代表者又は管理人の定めのあるもののうち公益事業等を行うものとは、次に掲げる法人等とする。

(1) 法人税法（昭和40年法律第34号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人

(2) 法人税法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等

(3) 防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成 6 年法律第106号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等

(4) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人

(5) 前各号に掲げる法人等のほか、法人でない社団又は財団のうち公益法人認定法第 2 条第 4 号に掲げる公益目的事業を行うと認めるもの

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第40条第 1 項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって同法第106条第 1 項の登記をしていないものに対して課する法人市民税の減免の取扱いについては、なお従前の例による。

(減免の割合)

第 3 条 前条に規定する法人等に対しては、減免の対象となる期間に対応する法人市民税の均等割額の全額を減免するものとする。ただし、法人税法施行令（昭和

40年政令第97号) 第5条第1項各号に掲げる事業のいずれかに該当する事業（以下「収益事業」という。）を行う場合で、かつ、法人税が課される場合は減免しない。

（減免の手続）

第4条 減免を受けようとする法人等は、法人市民税の均等割申告書（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第22号の3様式）又は法人市民税の確定申告書（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第20号様式）及び法人等の市民税減免申請書（加古川市市税条例施行規則（平成6年3月31日規則第19号）様式第21号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）収益事業を行っていない場合にあっては事業報告書及び収支決算書、収益事業を行っている場合にあっては法人税申告書の写し

（2）その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前事業年度分について減免を受けている法人等が同一事由により減免を受けようとする場合（第2条第2項各号に掲げる区分に変更が生じない場合に限る。）であり、かつ、収益事業該当の有無に変更が生じない場合にあっては前項第1号に掲げる書類の添付を要しない。

（減免の取消し）

第5条 市長は、法人市民税の減免を受けた法人等が次の各号の一に該当したときは、当該減免の決定を取り消すとともに、均等割額及び法人税割額を課税する。

（1）虚偽の申請その他不正があったと認めた場合

（2）法人税が課されることとなった場合

附 則

（施行期日）

1 この基準は、令和6年3月19日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この基準は、施行日以後の法人市民税の減免について適用し、同日前の法人市民税の減免については、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月13日税務部長決定）

この基準は、令和7年2月13日から施行する。